

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第15号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年佐賀県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前						改正後							
別表第7（第3条関係） 高等学校等教育職給料表級別標準職務表						別表第7（第3条関係） 高等学校等教育職給料表級別標準職務表							
職務の級		標準的な職務				職務の級		標準的な職務					
略						略							
特2級	県立学校の主幹教諭の職務					特2級	県立学校の主幹教諭又は指導教諭の職務						
略						略							
別表第8（第3条関係） 中学校・小学校教育職給料表級別標準職務表						別表第8（第3条関係） 中学校・小学校教育職給料表級別標準職務表							
職務の級		標準的な職務				職務の級		標準的な職務					
略						略							
特2級	中学校又は小学校の主幹教諭の職務					特2級	中学校又は小学校の主幹教諭又は指導教諭の職務						
略						略							
別表第15（第5条関係） 高等学校等教育職給料表級別資格基準表						別表第15（第5条関係） 高等学校等教育職給料表級別資格基準表							
職種	学歴免許等	職務の級					職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級			1級	2級	特2級	3級	4級
略							略						
主幹教諭	大学卒			7			主幹教諭	大学卒			7		

改正前						
			0	7		
	短大卒			7		
			0	10		
略						

備考 略

別表第16（第5条関係）

中学校・小学校教育職給料表級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
略						
主幹教諭	大学卒			7		
			0	7		
	短大卒			10		
			0	10		
略						

備考 略

別表第17（第6条関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
略		

改正後						
指導教諭			0	7		
	短大卒			7		
			0	10		
略						

備考 略

別表第16（第5条関係）

中学校・小学校教育職給料表級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
略						
主幹教諭 指導教諭	大学卒			7		
			0	7		
	短大卒			10		
			0	10		
略						

備考 略

別表第17（第6条関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
略		

改正前			改正後		
2 短大 卒	略		2 短大 卒	略	
	(2) 短大 2 卒	ア～テ 略 ト 職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発総合大学校の専門課程（旧職業訓練短期大学校の専門課程、専門訓練課程及び特別高等訓練課程を含むものとし、「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 ナ～ヤ 略		(2) 短大 2 卒	ア～テ 略 ト 職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校の専門課程又は職業能力開発総合大学校の特定専門課程（旧職業訓練短期大学校の専門課程、専門訓練課程及び特別高等訓練課程並びに職業能力開発総合大学校の旧専門課程を含むものとし、「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 ナ～ヤ 略
	略			略	
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。